

平成22年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時 平成23年1月24日(月)
午後7時00分～7時45分
場 所 石狩市役所 5階第2委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 諮 問
石狩市国民健康保険税の賦課限度額改定について
- 4 審 議
(1)資料説明
(2)審議
- 5 議 題
(1)石狩市国民健康保険条例の改正について(出産育児一時金)
- 6 閉 会

出席者(8名) 内田会長、辻副会長、川下委員、渋谷委員、我妻委員、立石委員、江頭委員、鷲尾委員

欠席者(2名) 松永委員、前橋委員

事務局(7名) 唐澤市民生活部長、上田国民健康保険課長、渡辺納税課長、宮野国保運営担当主査、

蛭田国保運営担当主査、徳差納税課賦課担当主査、開発納税担当主査

傍聴者 なし

平成22年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会

開 会（19：00）

事務局（上田課長）

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

なお、前橋委員、松永委員におかれましては、所用により欠席されるとのご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、本日の協議会は、石狩市国民健康保険条例第2条に規定する委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき成立していることを、重ねてご報告申し上げます。

なお、昨年8月に開催されました第1回国保運営協議会の席上、次回の開催時期につきましては、11月を予定している旨ご報告申し上げましたが、諸事情によりまして、本日の開催となりましたことをご理解賜りたいと存じます。

それでは、内田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

内田会長

委員の皆様におかれましては、季節柄大変お寒い中、道路状況の悪い中、また、お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議につきましては、すでに配付資料のとおりでございますが、まず石狩市より「石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について」の諮問をいただき、その後、事務局から資料の説明を受けたいと思います。

委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

事務局（上田課長）

次に、審議に入ります前に、前回の協議会でご紹介できませんでした立石委員に、恐れ入りますが、自己紹介をお願いしたいと存じます。

立石委員

立石圭太です。花川北6条で内科医を開業しております。今回、国民健康保険ということで、石狩医師会から我妻委員と二人選ばれました。前は、医師会の仕事で我妻先生と半分ずつ請け負うことになりまして欠席し、ご挨拶が遅れました。どこまでお役に立てるのが、分かりませんが、宜しくお願いいたします。

事務局（上田課長）

ありがとうございました。

続きまして、本日の審議案件「石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について」、本運営協議会に諮問をさせていただきます。

本来であれば、諮問書は田岡市長から直接お渡しすべきところではありますが、あいにく公務のため出席できませんので、市民生活部長の唐澤よりお渡しさせていただきます。

事務局（唐澤部長）

（「石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について」諮問～唐澤部長より内田会長へ諮問書を渡す～）

それでは、諮問書をお渡ししたいと存じます。

「石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について（諮問）」このことについて、石狩市

国民健康保険運営協議会規則第 3 条の規定に基づき、貴運営協議会の意見を求めたいと存じます。

諮問案件につきましては、石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局（上田課長）

引き続き、市民生活部長の唐澤よりご挨拶させていただきます。

事務局（唐澤部長）

改めましてご挨拶申し上げます。

市民生活部長の唐澤と申します。

本日は、平日の夜間、また、雪道で悪路のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本来であれば、田岡市長から内田会長に諮問書をお渡しし、ご挨拶申し上げるところでございますが、公務により出席ができませんので、私から諮問書をお渡しさせていただき、誠にせん越ではございますが、一言だけご挨拶させていただきたいと存じます。

さて、最近、国の医療制度改革の状況につきましては、現在、後期高齢者医療制度の廃止を中心とした、制度の抜本的な見直しの議論が行われており、保険者を市町村単位から都道府県単位とする、いわゆる広域化の動きなどもございまして、全年齢を対象とする国保の都道府県単位化につきましては、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」では、平成 30 年度を目標とすることを法律で明記するといわれておりますが、なお、紆余曲折が予想されるところでもあります。

また、最近のマスコミ報道では、後期高齢者医療制度に関わる新たな制度の施行時期が、当初予定された 25 年 3 月施行から、1 年ほど先送りされる見通しになるなど、今後につきましては、国における議論の動向等について、十分注視して参らなければならないと考えております。

このようなあらゆる面での制度の動きを十分踏まえながら、石狩市の国保の保険者といたしましては、国保に加入される方々が安全で、安心して生活をしていただけるよう、医療や健康を支える国民健康保険制度を今後とも安定的かつ持続可能な制度として、運営、維持していくためにも、様々な取り組みが不可欠であると考えております。

本日、国民健康保険税の賦課限度額の改定につきまして、諮問をさせていただきましたが、委員の皆様におかれましては、非常に厳しい財政状況にある本市の国民健康保険事業の安定的な運営に向けて、貴重なご意見、活発なご議論を賜りたくお願い申し上げ、甚だ簡単措辞ではございますが、一言ご挨拶といたします。

本日は、宜しくお願い申し上げます。

事務局（上田課長）

それでは、以後の議事進行につきましては、石狩市国民健康保険運営協議会規則第 4 条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

内田会長

それでは、議事に入る前に、今回、諮問案件がございますので、会議録署名委員の指名をさせていただきますと思います。渋谷委員と鷲尾委員のお二人にお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の審議案件は、「石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について」につきまして、事務局から資料が提出されておりますので、説明をお願いいたします。

事務局（徳差主査）

賦課担当の徳差と申します。

私の方から、石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について、資料のご説明をいたします。失礼ですが、座って説明させていただきます。

初めに1ページ目の国民健康保険税の限度額の改定に伴う経緯、経過についてですが、本市における国民健康保険税については、合併協議において、平成22年度で統一するよう条例等の改正を行っており、平成22年度の限度額の引き上げ及び平成23年度の引き上げについては、大きな税負担となることから、それぞれ1年遅れで引き上げようとするものであります。

次に1の「石狩市の課税限度額の推移」となっておりますが、賦課限度額に訂正願います。賦課限度額の推移ですが、平成20年度に後期高齢者医療制度の施行に伴い課税区分及び限度額等の改正を行った内訳となっております。

限度額につきましては、2の法定限度額の推移と比べて差がありますが、段階的に引き上げを行って来ております。

次に、法定限度額の推移ですが、限度額の合計額で平成20年度に8万円、平成22年度に4万円、更には、平成23年度にも4万円の引き上げを予定しております。

次に、2ページの3「石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定(案)」についてですが、年度別・区別に段階的に引き上げようとするもので、平成23年度には、基礎課税分で3万円と支援金分と介護分それぞれ1万円の計5万円を、平成24年度には、基礎課税分・支援金分が、それぞれ1万円と介護分で2万円の計4万円を引き上げようとするものです。

次に4の「管内他市の国民健康保険料(税)賦課限度額(平成22年度以降)」についてですが、石狩管内の他市の限度額改定の予定を示したものです。保険料の札幌市と千歳市については、平成22年度に改定を行っていますが、他市については、本市と同様に1年遅れで改定する予定となっております。

次に3の資料ですが、所得基準額の年代別世帯数の表で、平成22年9月末日のデータで作成したものです。

この表は、限度額改定を行った場合に影響を受ける年代世帯と総所得額を示したものです。

例えば、40歳代世帯から60歳代世帯の300万円を超え400万円以下の世帯については、介護分が100円から1万円未満の増額になるものと思われ、600万円を超える世帯は、引き上げ限度額の5万円が増額になるものと思われ。

また、加入人数によっては、600万円を超えなくても引き上げ額を超える場合があります。

なお、改定の影響を受ける世帯は、全世帯の4.85%程度、限度額を超える世帯は、全世帯の1.54%程度と想定されます。

以上、雑ぱくではございますが、資料の説明を終わらせていただきますので、宜しくご審議をお願いいたします。

内田会長

資料について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

渋谷委員

今回の限度額の引き上げによって、どの位収入が増える見込みを試算されておりますか。

事務局（上田課長）

資料の3ページ目に所得基準額の年代別世帯数について、影響すると思われる所得階層、

年代で該当するところを示しておりますが、この9月末現在の世帯所得状況で、単純に23年度に、これと同じ状況であると仮定すると、1,100万円程度国保税の調定としては、影響があると試算しております。

渋谷委員

翌年度、23年度から。24年度になると、若干さらに増えますか。

事務局（上田課長）

今、試算した同じ状況となったときには、24年度は、総額800万円程度影響があると想定しています。

渋谷委員

それによって、収支が改善というか、収支がトントンになる訳ではないですね。

事務局（上田課長）

保険税全体で、賄えるというところまではいかないと思いますが、限度額が上がることによって、負担増を伴う世帯がありますが、税込全体には、先ほどご説明いたしましたとおり、23年度で1,100万円程度、24年度では、さらに、800万円程度市全体では税額が上がるものと想定しております。

辻委員

教えていただきたいのですが、法定限度額より低く抑えておりますが、これにペナルティみたいなものはないのですか。

事務局（上田課長）

特に、法定限度額を下回ることに對するペナルティというものは無いのですが、基本的には、本来、税で賄われるべきものですので、限度額にしないということであれば、足りるだけの財政的な事情があるということであれば、特段、指導されることはないのですが、管内の実態でもあるように、必ずしも、全ての市が法定限度額どおりに定めている状況ではないことになっております。

辻委員

交付金とか、交付税などで、富裕な団体と見なされて、減らされるとか。そういう措置は、されるのでしょうか。

事務局（唐澤部長）

基本的には、地方税法という限度額というものは、これ以上国保税を取ってはいけません、という意味あいの決めであると認識しておりますので、これを超えた限度額を設定することは、法的には違法性が高いのですが、それ以下であれば、国は基本的には、財政事情、市民感情等を含め色々な配慮の部分で下げているというふうに、理解をしていただけるものと考えております。

内田会長

賦課限度額を上げることで、税の収納率に与える影響について考えましたか。

事務局（上田課長）

今、会長から収納率に与える影響というご質問でしたが、今回の限度額の改定というものは、基本的には担税力、税を納める力のある方ということで設定させていただいておりますので、単純に収納率にどう影響するのと言われてみると、きちんととした分析まで申し上げられませんが、対象となる方は、所得がそれなりにあって担税力のある方です。

内田会長

これまでも、きちんと納税している方が多い階層ですか。

以前聞いたときは、所得の多い方も、実は滞納している方もいると。

事務局（唐澤部長）

石狩市の全市的には、やはり低所得者の方の収納率は低いです。高所得者だから、必ずしも納税しているかということ、また、逆にそうでもないのです。大きく収納率に影響を与えることは基本的にはないだろうと考えております。先ほど、担当からご説明させていただきましたけれども、例えば、68万円から73万円へ5万円上がる、年間5万円の増税という部分については、多く負担をしなければならないという意識は働いていくだろうと。ただ、そのことが、未納につながるということは、基本的にはないと思っております。

渋谷委員

一つ教えていただきたいのですが、今回の諮問内容には直接関係ないのですが、近隣の他市の状況を見ていきますと、札幌市と千歳市は、保険料なのですね。それ以外は、保険税になっていますよね。この違いというものは、公課公租の中で、どういう位置づけになっているのか。法的な効力、その辺はどうなっているのか、教えていただきたいのですが。

保険税の方が、優越権がある、公権力というか、例えば、強制執行するとき、優先権があるとか。国税、地方税とか公課公租の中の保険料というのは、税ではないですね。

事務局（唐澤部長）

税という形に取り入れられると、数十年前から行われておりまして、その時の考え方というのは、単純に料だと、被保険者の支払う意識が、税よりも納めなければならないという意識が薄いというようなことで、税というやり方もできると、制度改正していると、税と料というのは、法律も違いますし、差し押さえする、徴収する手法が違っていると思っております。

私ども、昨年7月に、石狩市として、料もあるのですが、国保税その他の一般税については、同じようなシステムの中で徴収する形を構築させていただきまして。同じ税を徴収するため伺うのに、二度手間のないように効率的に、効果的に徴収業務を進めようということで、組織改編をさせていただいているのですが、税という部分でなかなか払えない、料ならなんとなく払いやすいという意識は、この制度を導入したときよりは薄らいでいるように考えております。

渋谷委員

ここで、はっきりしたこと、明確なものを求めているわけではありません。

正直、自分も、どういうふうに違うのかなと。分かりました。

川下委員

資料3ページですが、限度額を上げるということの資料ですね。ここの注意書きというか、印がある「改正の影響を受ける世帯は、全体世帯の4.85%」と、その下の「限度額を超える世帯は、159世帯で全体世帯の1.54%になると思われる。」は、どういう意味なのか。限度額を触ったというように思うのですが。

事務局（上田課長）

ただいまの川下委員のご質問ですが、二つ印で表記しておりますが、今回の限度額、上限額を上げることに伴って、一番小さいところは、100円からしか影響しない方もいれば、限度額いっぱい5万円まで影響するという、幅が広いですが、現状の解析した所得の部分からいくと、100円以上、今回の限度額改定で影響があるというのが、全体の4.85%くらい

の数だと、下の 印の限度額を超える世帯というのは、5万円以上、上限いっぱいまで影響を受ける方が、今の試算でいうと159世帯、その率が1.54%という、分析をしたところでございます。幅があるものですから、限度額いっぱいまで影響する方と、そうでない方の資料を作りました。

川下委員

分かりました。

辻委員

資料の1ページ目の最初のところにありますように、旧厚田村と旧浜益村が合併して、22年度で不均一課税が統一されたのですね。元々厚田と浜益は、石狩市とかなり格差があったと思うのですが。低かったのですか。今、ようやく追いつかせたのですか。

事務局（徳差主査）

旧厚田、旧浜益には資産割が入ってしまっていて、厚田区につきましては、平成20年度の基礎課税分につきましては、所得割7.37%、資産割12.8%、均等割額19,400円、平等割額25,800円、限度額41万円、これは、20年度、21年度同じ率で課税しております。支援金分が、所得割1.83%、資産割3.2%、均等割額5,200円、平等割額6,600円、限度額11万円、これも20年度、21年度同じです。介護分が、所得割0.72%、資産割2.0%、均等割額4,600円、平等割額3,400円、限度額8万円ということで、20年度、21年度の厚田区の場合は、このような率で課税し、22年度に石狩市と同じ率にしております。

浜益区につきましては、20年度、21年度は同じですが、基礎課税分で、所得割7.93%、資産割19.20%、均等割額19,800円、平等割額26,600円、限度額41万円、支援金分で、所得割1.97%、資産割4.8%、均等割額5,400円、平等割額6,800円、限度額11万円、介護分で、所得割0.81%、資産割4.0%、均等割額5,100円、平等割額3,200円、限度額8万円となっております。これを、20年度、21年度浜益区で課税しております。

最終的に、22年度に旧石狩市に合わせまして、今、資料の表に示しております額になっております。

辻委員

分かりました。

要するに、石狩市の方に追いつくように上げていったということですね。

事務局（徳差主査）

実際、上げてはいないです。

辻委員

限度額が相当低かったでしょう。

事務局（徳差主査）

はい。

最終的には、石狩に合わせるため、5年間猶予みたいな形です。

辻委員

要するに、また上げていくと、厚田と浜益の人たちは、ようやく追いついたら、また、今度上がるのかなと感じます。そんな、感じですよ。

合併したのだから、しょうがないですが。

事務局（上田課長）

厚田、浜益が石狩に追いついてきています。

辻委員

そうですね。人口も少ないし、財政力も弱かったし、ようやく追いついて、また、追いついたと思ったらまた上がったと、という感じで理解してもいいですね。

事務局（上田課長）

はい。

内田会長

そろそろよろしいですか。

質問等がないようでしたら、「国保税の賦課限度額の改定」の審議については、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

ないようですので、事務局からこの諮問案件について、何かございますか。

事務局（上田課長）

本日、諮問を受けご審議いただきました「国保税の賦課限度額の改定」の答申書につきましては、本日のご意見等を含め、会長一任とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

内田会長

ただいまの事務局からの提案につきましてご意見等ございますか。

（会長一任で、異議なしの声あり）

ないようであれば、私に一任していただく形で、委員の皆様のご意見等に十分配慮させていただき、それを答申書に反映させる形で、市長へ答申書を手渡したいと思います。

答申書の内容については、市長へ提出した後に、委員の皆様へ事務局から送付いたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に入りたいと思います。

議題の「(1)石狩市国民健康保険条例の改正について」、ご説明お願いいたします。

事務局（蛭田主査）

国保運営担当の蛭田と申します。

私の方から、議題5の(1)の石狩市国民健康保険条例の改正について、ご説明いたします。資料4ページ目をお開き願います。

条例の改正目的・内容などですが、現在、石狩市国民健康保険から給付しております出産育児一時金につきましては、国の緊急の少子化対策の一つとして、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産ができるようにするため、平成21年5月、健康保険法施行令が改正されたことに伴いまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金に関する暫定措置としまして、当該期間に出産したときに支給する出産育児一時金につきまして、石狩市国民健康保険条例第5条第1項に基づく支給額35万円の適用について、附則において39万円としておりました。

本年3月末をもちまして、この暫定措置がなくなります。また、厚生労働省の社会保障審議会の医療保険部会で議論されてきておりますが、これを受けまして、国におきましても、

平成23年4月以降の出産育児一時金制度につきまして、暫定的に上げました出産育児一時金の支給額を恒久化する方針が示されました。本市国民健康保険におきましても、この方針に合わせまして、石狩市国民健康保険条例の本則を資料4ページのとおり改正し、支給額を39万円とするものです。

従いまして、当該暫定期間と同様に、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合、3万円の加算と合わせて42万円の実質的な支給額の変更はございません。

条例の施行日につきましては、本年4月1日でございます。

詳しくは、資料4ページ目をご覧ください。

改正前と改正後で、35万円から39万円へと4万円上がっているように見えますが、資料5ページ目、石狩市国民健康保険条例の抜粋として書かれておりますが、第5条第1項に35万円と規定されており、これは、現在の条例ですが、その下の附則2の被保険者以下の記載のとおり、本年の3月31日までに出産したときには、35万円を39万円とするというようにしております。これを附則ではなく、本則の方で恒久的に35万円を39万円に変えることとなります。

以上で、説明を終わります。宜しくご審議をお願い申し上げます。

内田会長

ただいまの議題につきまして、質問等何かございますか。

国の方針に合わせて、暫定措置を恒久措置に変えたことだけですが。

他にないようであれば、「石狩市国民健康保険条例の改正について」、承認するということがよろしいですか。

(異議なしの声)

それでは、「石狩市国民健康保険条例の改正について」は承認いたします。

その他について、事務局より何かございますか。

事務局(上田課長)

先ほど、今回の諮問案件の答申について、内田会長に一任することで日程等調整させていただくということでお話させていただきましたが、内田会長から市長への答申書の提出は、今週の1月28日金曜日を予定しておりますので、ご報告させていただきます。

事務局からは、以上です。

内田会長

以上をもちまして、平成22年度第2回の運営協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会 (1 9 : 4 5)

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 2月25日

会 長 内 田 博 印

署名委員 渋谷 俊 雄 印

署名委員 鷲 尾 弘 之 印